

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病10月号

(通巻第137号)

関西労働者安全センター 1985.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●労災治療のしめつけ 375 通達へ反撃を /	1
●労災保険法の改悪に反対しよう /	4
●安全衛生ひとくちメモ	6
○「公務員の安全衛生」講演会案内	7
○VDT労働の安全衛生	8
●健診だより	10
●前線から (ニュース)	11

労災火傷治療へのしめつけ

375通達へ反撃を!

— 神奈川(9/4)につづき大阪でも提訴へ —

一九八二年五月三十一日付で労働
省労働基準局長が発した基発第三七
五号「労災保険における「はり・き

ゆう及びマッサージ」の施術に係る
保険給付の取扱いについて」と題す
る通達(以下、第三七五通達という)
に關しては、これまでも何度となく
当機関誌にて報告してきた。われわ
れは、同通達が発令される約一年前
つまり一九八一年当時より全国的な
反対闘争を展開し現在もお継続し
ている。その闘いの経過および今後
については最後に述べるとして、ま
ず三七五通達がいかなるものであつ
たかを再確認する意味で、その内容

不当な

針灸治療制限

まず、労災保険による「支給対象」
としての針きゅう施術の位置付けに
ついて

①原疾患の後遺症状としての疼痛
シビレ及び麻痺等の改善が期待し得
るものと主治医が認めた場合、とす
ることによって、針きゅう施術を「本
来」の治療とは認めず、単に「症状固

定」後の後遺症に対するアフターケ
アの的なものへと落とし込めたもので
ある。そしてまた、保険による「施
術期間」も制限してきており

②施術期間は、初療の日から九か
月とし、施術効果がなお期待し得る
場合は、三か月の限度で延長を認め
るものとする、というものであり、
つまり、針きゅう治療の保険給付を
最大限一年で打ち切ろうというもの
であった。

主な内容はこの二点に集約できる
ものと思われるが、しかし全般的に
この三七五通達は、①で指摘したよ
うに、針きゅう治療の効果を無視し

医学的根拠をまったく明らかにしないまま出されてきたものであり、もっぱら労災保険の財政上の観点からなされた行政指導であつて、実質上労災職業病被災者を切り捨てるという不当極まりない内容をもつたものである。

従来、すなわちこの三七五通達の実施以前は、労災保険の取り扱いにおいては、針きゅう治療の施術期間の制限はまったくなく、その治療効果を一般的に認めたと上で、個々の被災者の傷病の状態を踏まえ、その必要に応じて施術期間は医師の判断にまかされていたのである。そのことによつて多くの被災者は症状の程度に応じ必要なだけ治療を受け職場復帰に向けて着実に、そして安心して健康を回復していくことができた。しかるに、この三七五通達により、労働省は被災者の声を踏みにじりながらの根拠も示すことなく、さらに個々の被災者の症状もまったく無視する画一的な針きゅう治療の打ち切

りを強行してきたのである。この結果、全国各地で数多くの労働災害・職業病被災者が保険給付を打ち切られ、安心して治療を受ける機会を奪われ、経済的にも精神的にも極めて不安定な状態に陥り込まれたのである。このことは同時に、被災者の職場復帰への道を閉ざし、あるいはこれを遅らせることとなり、被災者の健康回復へ向けた努力を踏みにじることになった。こういつたことがまさにあの三七五通達の悪らつな内容であり、またそれによつて引き起こされた事態である。

燃え広がった反対運動を 基礎に新たな斗いへ

次に、この約五年間われわれが闘ってきたその軌跡について若干ふれておこう。

先にも述べたように、われわれは同通達が発令される約一年前から反

対運動を開始した。当初は全国各地の地域センターとも情報が乏しく、八〇年頃設立された全国労職連、被災労働者全国協を通じ情報の集中化をはかった。そして八二年に入ると高知を皮切りに各地方段階での労基署、労基局への抗議行動が開始された。なかでも同通達が発令される五月前後には、北は北海道から南は四国、九州に至るまで全国に反対運動が燃え広がっていった。大阪においても同年六月から七月にかけて大阪労基局をはじめ十四か所の各労基署に対し交渉、抗議行動をくりひろげ、その間のべ一〇〇〇人を動員して闘いを連続的に展開していった。

一方、全国的な取り組みとしては八二年五月と八三年三月に労働省本省に対する中央抗議行動が行なわれた。なかでも八三年三月の行動には、社会党、総評をはじめ各地の被災者団体、十をこえる単産等、約八〇〇名が参加した。しかし、このような全国的に盛り上がった反対闘争も八

四年に入る頃から一定の後退を余儀なくされる情勢に至り、その頃から新たな闘争方針のひとつとして「法廷闘争」が提起されてくる。それはあくまでも大衆運動を基盤にしたものとしてあり、事実、その後も大阪においては労基署、労基局交渉は継続され、現在も全港湾大阪支部（とりわけ米穀運送分会）による現場での闘いが展開されている。

不支給決定を受けて 舞台は法廷に

ここで、今回の法廷闘争における原告である鈴木真規子さんの経歴について記しておく。

鈴木さんは、一九七四年に社会福祉法人今川学園キンダーハイムに就職し、精神薄弱児の母子通所施設の保母の仕事に従事していたが、七五年頃より腰痛にかかり、治療を受けながら勤務するようになった。しか

し、過酷な労働のため症状は漸次悪化し就労にも支障をきたすようになり、ついに八一年四月に労災申請を行ない、同年七月に業務上認定が下された。鈴木さんは認定後も引続き休業して治療に専念してきたおかげで症状も回復してきたため、八二年四月よりハビリ就労を開始した。その後も一過性の症状増悪をみながらも針きゅう治療を受けながら就労を継続していた。

しかしながら天満労基署は、八三年四月一日以後の同氏の針きゅう治療に要した療養補償給付の請求に対し、不支給決定を下してきた（八四年十二月）ただちに審査請求を大阪労災保険審査官に申立てたが、本年六月二八日、同審査官は審査請求を棄却してきた。この「不支給」あるを棄却してきた（現在は中央審査会にて審査中）。この「不支給」あるいは「棄却」の理由はいずれも以下のようなものであった。すなわち「針きゅう治療をどの程度まで療養補償給付

の対象とするかは、労災法十三条二項に基づき、政府の権限に属するものであるから請求人の主張は認められない」と。この中で行政があげている労災法十三条二項とは「療養の給付の範囲は政府が必要と認めるものに限り」というものである。すなわち、政府・労働省はこの一文をもつてきて、療養給付の支給の範囲の決定は「政府の権限」であるという理由で一方的に治療制限をかけてきたものが、まさに三七五通達であった。

※なお、鈴木さんは、保険給付を打ち切られた後も自費で針きゅう治療を継続し、現在では症状も回復し完全に職場復帰している。

法廷での闘いへ 全面的支援を

われわれはこの間この労働省の見解に対し一貫して労基法、労災法の

基本姿勢を盾に、個々の被災者の傷病実態を無視した画一的な療養補償給付の打ち切りに反対し、またその

現在、安全センターとしても全面的支援体制を整えつつある。

でも勝利しなければならぬ課題である。

違法性について指摘してきた。この点につき今後、十一月にも提訴し法廷闘争へもちこまれるわけであるが、

この闘いは、昨今続けさまに提出されてきている全面的な労働法の改悪問題へと結びつくものであり、その流を止めるためにも、なにがなん

なお、九月四日には同主旨の提訴が神奈川で行われた。全国のみならず、この闘いへの参加、支援を強く願う。

山場むかえる労災法改正問題

はじまった「使用者側の不服申立」のふみ込み

次期通常国会への提出が確定している労災保険法改正問題は、十月にはいり一つの山場を迎えている。一九八二年に設置され、本年七月に一応の検討を終了した労災保険問題懇談会は、去る十月十二日に労働側と公益側の会議で再臨された。当日には、これまで約三年間にわたる同懇談会での検討事項を集約した公益側素案が提出されたという。しかし

ながら、その素案は十月二十日段階においても未だ公表されていない(理由は不明)。ゆえに同素案がいかなる内容をもったものかについては、安全センターでも正確にはつかんではない。しかし、おおよその情報は入手している。

④スライド率の抑制、等が主な内容として提出されているらしい。その中では、今回の改悪のひとつの焦点と予想されていた「年金給付と厚生年金の老齢年金との併給調整」問題には触れられていないという。しかしこの問題は、たとえ今回の労災法改悪において除かれたとしても、来年四月以降に抜本改悪が目論まれている年金法改正問題はと合流されていくことは火を視るより明らかであり、決して、この年金併給調整問題が取り下げられたと理解すべきではなからう。

それでは次に、十月十二日に提出されたという公益側素案の内容について見ていこう。

「カケラも認めなくてはならない」 使用者の不服申立制度

まず第一に触れておかねばならない内容は、①の「使用者の不服申立制度の創設」である。今回、この問題は、労災の業務上外認定に際し、使用者、産業医がモノが言える条件づくり」という、いわば新たな審査制度の創設に向けた「基盤作り」という主旨、形態をとっているという。しかし、たとえ「基盤作り」といっても、今回の改悪において、これについて一歩でも譲ってしまえば、次には新制度の確立へと結びつくものであり、この問題に関しては、使用者がモノを言える条件」のカケラさえ認めてはならない。

そもそも、この不服審査制度の見直し問題は、さかのぼること十二年前、一九七三年に関西経営者協会が発表した『労働者災害補償保険制度

の改正に関する要望』の中にもり込まれていたものである。それ以来、使用者側は労災保険法改正「正」のたびにこの問題を提起してきている。これまでには幸か不幸かこの「見直し」は実現していない。しかしながら、あの関経協の「要望」の他の内容に關しては、この十二年間の間に着々と実現されてきており、今回は、いよいよ改悪の本命たる「不服審査制度」に本腰を入れはじめたと考えるべきである。この問題は、労災保険法、至っては労働基準法の基本姿勢である労働者およびその家族の保護というものを否定しようとする内容をもったものであることを理解しておかねばならない。

次に、②の「産業医の活用の問題」について若干触れておこう。これは前述した①の内容にも関連することであるが、要するに、労災の業務上外の決定にあたって産業医の意見を重視せよ、というものである。この問題について使用者側は次のような

論を述べる。すなわち「特定の医療機関が安易に業務上の診断をするため、労働者の日常をよく知る産業医の意見を聞くべきである」と、そして、こうも述べている。「審査医制度が望ましい」とも。しかし、一般的に産業医というものについて考えてみるに、彼らは企業に雇われていることから、企業にとって都合の悪いことには触れず、また口を出さないことには触れず、また口を出さないというのが一般常識であり、このようなことを考え合わせれば、産業医というものがいかに客観性に欠けるかは明らかである。たとえば大企業における実態をみればよくわかる。労働災害、職業病隠しに会社側と一体になり、それへの協力をおしまない産業医のことを思い浮かべてほしい。

他の項目については次の機会に述べるとし、最後に、今回の改悪に向けての今後の当面のスケジュールを記しておく。

労災法改悪に

「地域・職場から反対の声を

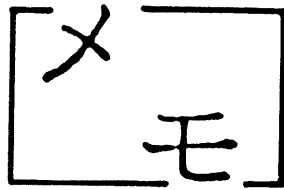
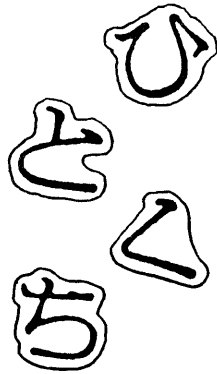
先ほど述べた公益側素案の使用者側への提示が十月二十四日に予定されており、そして十一月七日〜十日に

かけて、公労、公使それぞれの第二回目の会議が設定されているという。そして、十一月中旬には公労使の三者会談が再開され、早ければ十一月下旬には「基本問題懇談会」としての最終素案が作成されるという。その後の日程については明らかではない

いが、コースとしてはその最終素案が労災保険審議会に提出され、大臣答申から国会提出となる。

今まさに山場を迎えている労災法改悪の阻止に向けて、各地域・職場において大衆的な反対運動を拡げたい。

安全衛生



人間には、一日二四時間を周期とする生理的リズムがある。それによつて、睡眠の効果もちがってくる。同じ時間寝ても、生理的リズムの位相の高い昼間と、低い夜間では、疲れのとれぐあいがまるでちがう。人は夜はねるものなのである。この生理的リズムを応用して、いくつかの

原則をあてはめ、就寝時刻と睡眠時間によつて「睡眠効果」に点数をつけたのが表である。一〇〇点に満たない点数をマイナス点数として、睡眠不足の一つの目安と考えられる。三重交通スキーバス転落事故について、過労運転をさせたとして会社が書類送検された際、学者の意見書

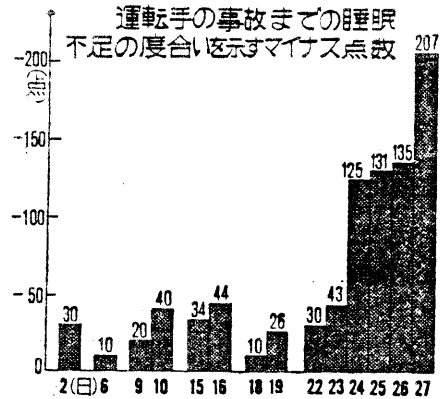
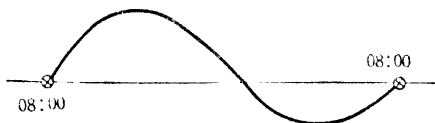
の中でこの方法が使われたという。表の考察者によれば、マイナス五〇点で要注意の睡眠不足、一〇〇点以上で直ちに休み必要であるとのこと。事故で死亡した運転手は、翌日遅番の二一日に睡眠不足は解消したが、公休出勤した二二日、変則・過密勤務が続き強度の睡眠不足・過労状態であったとされた。

ただし、表はあくまでも均値的なもので、また実際は、労働による疲労の度合によつて、睡眠による回復効果も異なる点はおさえておく必要がある。一つの推定方法であることはおさえておく必要があるだろう。

(表は次ページ)

睡眠効果調査表

就寝時刻	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	
睡眠時間																								
1	9	8	8	8	8	8	8	8	8	9	9	9	10	10	11	12	12	12	12	12	12	11	11	10
2	19	18	18	18	18	18	18	18	19	20	20	21	22	23	25	26	26	26	26	26	25	24	23	21
3	29	28	28	28	28	28	28	29	30	31	32	33	35	37	39	40	40	40	40	39	38	36	34	31
4	39	38	38	38	38	38	39	40	41	43	44	46	49	51	53	54	54	54	53	52	50	47	44	41
5	48	47	47	47	47	48	49	50	52	54	56	59	62	64	66	67	67	66	65	63	60	56	53	50
6	56	55	55	55	56	57	58	60	62	65	68	71	74	76	78	79	78	77	75	72	68	64	61	58
7	64	63	63	64	65	66	68	70	73	77	80	83	86	88	90	90	89	87	84	80	76	72	69	66
8	71	70	71	72	73	75	77	80	84	88	91	94	97	99	100	100	98	95	91	87	83	79	76	73
9	77	77	78	79	81	83	86	90	94	98	101	104	107	108	109	108	105	101	97	93	89	85	82	79
10	84	84	85	87	89	92	96	100	104	108	111	114	116	117	117	115	111	107	103	99	95	91	88	88
11	91	91	93	95	98	102	106	110	114	118	121	123	125	125	124	121	117	113	109	105	101	97	94	92
12	98	99	101	104	108	112	116	120	124	128	130	132	133	132	130	127	123	119	115	111	107	103	101	99
13	106	107	110	114	118	122	126	130	134	137	139	140	140	138	136	133	129	125	121	117	113	110	108	106



(注1) グラフ記載のない日は睡眠不足が解消していた
 (注2) 疲労の蓄積は22日から始まり事故前日の27日には、マイナスが207に達していた

安全衛生委員会の つくり方すすめ方

庄司 悠一・著

推薦パンフレット

地方自治体における安全衛生委活動を組合の立ち場からわかり易く解説

A5 85ページ 700円
 発行：労働基準調査会

●安全センターで取り扱っています。

VDT労働の安全衛生 七五名が受講

とりあえずの対策 10原則提案をうけ活発な発言

九月十八日、第五期労災職業病闘争講座の特別講義を府立労働センターで開催した。講師に、労働科学研究所の酒井一博氏をお願いし「VDT労働の安全衛生」と題して行なったこの講座には七五名の受講があった。約一時間半の講演の後も活発な質疑があり、この問題への現場からの関心の高さが浮きぼりにされるものとなった。以下、講座内容の一部について紹介しておく。

VDT労働は、OA機器が急速に職場へ導入されるという背景の中でほとんどと言ってよいぐらいの職場で見られるという状態になっており労働組合によるそれへの対策が大きい

に必要になってくる。現在、その基準として労働省のガイドラインや産業衛生学会の勧告が出されているが労働側の取りあえず最低限やらなければならぬ対策として考えてみるべき、こうした基準がどこまかに決めたもので詳しすぎるといふ難点が存在する。

酒井氏はこうした問題を指摘した後、個人的に短い時間でまとめたものと前置きしながら、次の10原則を取りあえずの対策として提案した。

- 一、VDTの使用を最小にする職場単位の工夫をする。
- 二、健康診断に頼りすぎないで、職場条件の改善を積極的に取り上

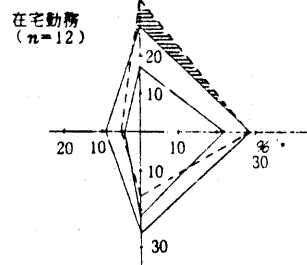
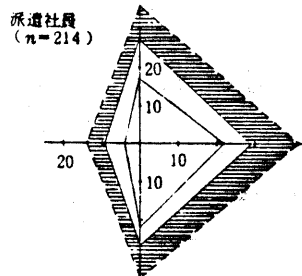
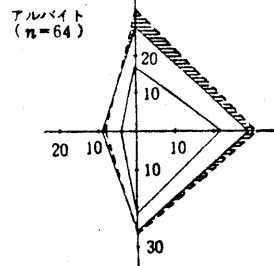
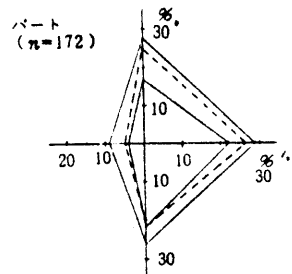
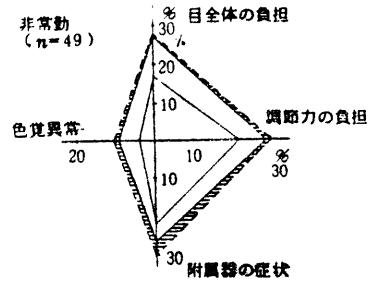
げる。

- 三、労使間でガイドラインをとり決めて運用する。
- 四、VDTの専門オペレーターをつくらない（下請も含めて）。
- 五、作業量、作業時間の総量規制をする（残業も含めて）。
- 六、一連続作業時間の規制と弾力休憩の取り入れをする。
- 七、照明、騒音、換気などの環境条件を整備する。
- 八、調節できる機器を使う。
- 九、ソフトウェアの改善要求によって仕事のやりやすさをめざす。
- 十、充分わかる教育訓練を要求する。

この他、特にコンピューター労働では現在、派遣社員という形でVD作業に専念する例が目立っておりこの点について左図を示して強調された。

今後、安全センターでは、この問題について各職場での対策例の収集などの活動を強めていきたいと考えている。

雇用形態別にみた目の症状の
4 因子群別の訴えパターン



実線：内側：非VDT群の平均パターン
外側：VDT群の平均パターン
破線：該当雇用形態別の平均パターン

けんしんだより

松浦診療所
健診部

今、栄養はOK、さて労働環境は???

スポーツの秋とかで、ジョギング等をはじめた人も多く、自分の健康は自分で守るということも定着してきつつある様です。(私達の調査によっ

て) 特に中・高年層に多く、つけ加えればタバコを禁煙する人もこの年代に多い)「自分の健康は自分で守らなきゃ」というのも当たり前で、大

いに奨励されてしかるべきでしょう。しかしながら、私達という面で考えれば、また一方の面が見えてきます。栄養・休息・環境が良ければ、人

間、永生きもできるし、快適な暮らしもでき、健康上も大いによろしい。昔、わたしが小学生だった頃、殊に冬になると、子供はたいいてい青っ凍

を二本、たらしていました。そのせいで袖口がピカピカに光っていたものでした。あれが目立たなくなっただけで、あれが高度経済成長以来で、これは栄養がよくなつたせいでしょう。抗生物質のおかげも少しはあるでしょうが、蛋白質をたくさんとれるようになった事が基本的な事です。子供の青っ凍にみられるように、栄養は健康には大きな要素です。

自分の健康ではなく
自分達の健康を

私達は、どうやら栄養の面は充足してきた様ですが、休息や労働環境の方はどうでしょう？ 全港湾の調へでは、港湾で働いた人は停年退職して、やっと年金をもらえる年になり、年金暮らしを始めて三年で死亡してしまっているということです。全

国平均ではもっと永生きをしているという時に、過酷な労働は寿命を縮めているのです。皆さんの職場ではどうでしょうか？ また、有吉佐和子の「恍惚の人」にも出てきました

が、老人になってボケルのにも階級性があるそうです。資本にこき使われ、ストレスを貯め、やっと老後にたどりついた心はもうボケ始める。そういうえば、若い頃から悠々自適の生活を送れた人には縁のないことでしょう。

風邪をひいても休みがとれない、職業病があるのに会社は隠している、等々の労働環境は確実に私達の体をむしばんでいるはず。休息や環境の問題は、労働条件であり、労働

組合に結集して解決する他には道はありません。「自分の健康は自分で守る」だけでは、自分達の健康は守れない由縁です。

前回、前々回と、労金労組の頸肩腕障害、米運分会の腰痛というように報告しましたが、労組が本気になつてとりくめば、職業病は確実に対処できた実例です。

私達の健康は私達で守りましょう。



快適な環境・

安全な職場を求めて

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号

TEL. (06) 574-8049

環境計量証明事業登録

濃度 大阪府 10152号

騒音レベル 大阪府 10153号

作業環境測定機関登録 27 43号

(第1.3.4.5号)

前線から

銀行労働者に

泉州

ワイワン 業務上認定

月（休業以来なんと七か月後である）ようやく労災申請の手続をとった次第である。

安全センターに相談にいられたのはちょうどその頃であった。それまでの経過を踏まえ、まず信頼すべき医療機関への転医をすすめ高石市にある玉川診療所を紹介した。その後も銀行側の嫌がらせ、妨害は続き、ましてやIさんの場合、職場内に支援してくれる人がまったくおらず、調査するにも本人の記憶のみに頼らざるを得ないという状況が続いた。しかしながら、銀行職場の悪労働条件からくる職業病の多発についてはよく知られており、またセンターとしても労金労組での取り組み経験から本件の「業務上」は当初より確信し

和歌山に本店をもつK銀行に勤める女性労働者Iさんの「頸肩腕障害」が九月下旬、泉大津労基署によって労災認定された。

初めはサロンパス等をはりこりを抑えていたが徐々に症状は悪化していき、ついには八四年五月には休業せざるを得ない状態に追い込まれたものである。

本件における今後の課題としては、当該銀行での初めての職業病認定ということから、銀行側は他の労働者への波及を恐れ、Iさんに対し以前にも増して圧力を加えてくる可能性は十分考えられ（実際このような銀行側の動きはすでにみえはじめている）、主治医である玉川医師とも協力し態勢をととのえていく必要があるだろう。

旬、泉大津労基署によって労災認定された。

本件についてはこれまで数度にわたって機関誌にて報告してきたように、Iさんは八〇年四月に入社以来二年間後方事務、その後窓口業務へと移された。その直後から肩こりが始まり、

Iさんは、その頃から銀行に対し何度も労災の申請をしてくれるように頼んだものの、銀行側は「これまで肩の痛みなどで労災認定になつたものはいない」等を理由に申請を拒んでいた。それでもIさんの執拗な要求に対し銀行側は同年十二

月（休業以来なんと七か月後である）ようやく労災申請の手続をとった次第である。

東 南

④

④

東南地域労災職業病

交流会開かる

金松本闘争他の報告

九月十九日、平野区役所にて第四回東南地域労災職業病交流会が開かれた。参加者は、地域合労保母、市職民生保母、市職平野、東住吉、全金、地区評、など二三名であった。

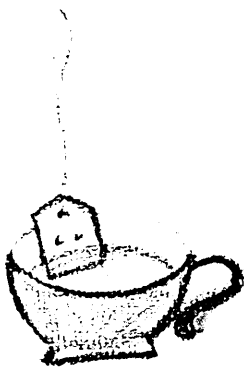
今回は、全金松本製作所支部梅本氏難聴裁判の報告で、本人からまず裁判に至る経過が述べられた。梅本氏は一九六七年に製缶溶接工として入社、残業くで身を粉にして会社のために働いてきたが、七一年ごろから難聴に悩まされるようになった。会社はこれに

護士から報告された。現在会社側は大阪労災病院の御用学者を動員して、「梅本は詐病だ」「難聴は松本製作所に入る前からあった」「などデタラメな主張で裁判のひきのばしを図ってきており、さらに第三の鑑定という段階にきている、と裁判への支援と注目を訴えられた。

次に、昨年結成され、全金松本闘争の支援母体とし

て地労委や団交、会社抗議行動に地域の仲間を結集させてきている支援共闘会議事務局の山中氏からこの間の取り組みについて報告された。

会の最後で、市職民生保母より中央審査に向けた署名運動への協力要請がおこなわれ、その他若干の個別相談事案の経過報告がなされ、この日は散会した。



学校給食調理員の

労働実態調査を実施

東大阪

労働環境研究会

労働環境研究会による、東大阪市の学校給食調理現場の労働実態調査が、十月

十一月に本格的に行なわ

れることになった。これは

この春に行なわれたケイワ

ン、腰痛、皮膚障害の特殊

健診及び健康調査アンケー

トに引き続きおこなうもの

で、今回は特にケイワン、

腰痛の発生原因を明らかに

し、職場改善へと結びつけ

ることをめざし、その方法

については数か月にわたる

討議の末、決められたもの

である。

具体的には、十月中旬の

二週間にわたる疲労調査（毎日、作業前、昼休み前、昼休み直後、作業後の計四

回疲労状態をチェック）及び十一月の一日の作業姿勢についての調査の二本立てで行なわれることになって

いる。これにより、作業負担と職業病の関連についてを明らかにした報告を提出することになる。

学校給食調理の労働について、こうした研究報告が

津 厦

データラメ公務外決定をひるがえす 牧野訴訟の斗いを

厦

厦津公務災害認定 牧野訴訟

の第三回法廷が、九月十

八日午後一時より大阪地裁

八〇九号法廷で開かれた。

前号でも報告したように

基金支部のデータラメな公務

外決定を全面的にこの法廷で明らかにするために、原告牧野さんの側から準備書面を提出しているが、基金

の側からはこの日も準備書面が出てこなかった。従っ

て現在の状況では、基金は審査の過程と同様、原告の主張に答えることなく「公災ではないから公災でない」と言うだけの現状と言っ

て、こうした研究報告が

なされたことはなく、この結果は注目すべきものになるだろう。

なお、この調査では、フ

ールド合宿実行委の医学士の協力を得ることにしており、この面も今後の課題として注目されるところで

ある。

次回

の十月二三日午前十

時より開かれる法廷で基金より書面が提出されることになるが、これにより、本

当の裁判の始まりというこ

とになるだろう。証人尋問が始まると思われる来年に

向けて、準備活動を強化し
ていきたいと考える。

10/9 岩佐訴訟

大阪

二つの鑑定書出そろおう
今後の法廷は鑑定人尋問に

原発被曝裁判岩佐訴訟の
法廷が十月九日午後一時よ
り大阪高裁一〇〇七号法廷
で開かれた。この日の法廷
では前々日に提出された原
告側の推選した鑑定書が双
方に手渡された。したがっ
て、これで二つの鑑定書が
出そろったことになり、今
後はこれをめぐっての法廷
論争が展開されることにな
る。

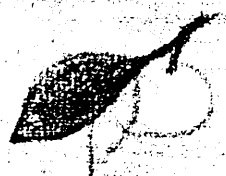
今回出された鑑定書の結
論は、岩佐さんの右ヒザ内

側に現れた症状について、
放射線皮膚炎によって脆弱
になった部位に何らかの刺
激によって起こされた炎症
と見るのが妥当、というも
ので、他の可能性について
はほぼ考えられないとして
いる。これは、すでに出て
いる被告側推選の鑑定結果
と真向から対立する結論と
なっており、今後の法廷が
注目されるところである。

次回の法廷は十二月四日
に同法廷で開かれるが、こ

の日に鑑定人の尋問が決定
される見込みである。

高速増殖炉「もんじゅ」の
建設が進行するという現状
の中で、原発内労働者の被
曝が今後増々問題化するこ
とが予想される。岩佐訴訟
の進展は今後も更に注目に
値すると言えよう。



東大阪

安全パトロールを

実施

全金枚岡ブロック

九月十三日、全金枚岡ブ

ロックは安全パトロールを
実施した。今回のパトロー
ル対象支部は、タイヨーワ
イヤー(伸線)、ニッテイ(製釘)の二支部。参加者は
ブロック高見議長他安全担
当者、地本北方常任、安全
センター片岡であった。

タイヨーワイヤーは、伸
線工程に加えて、メッキ(亜
鉛、銅)工程をもつ。注意
点は、全体的に整理・整頓
が悪い、床面のコンクリー
トがけずれて鉄骨が飛び出
たところがある、酸処理槽
の局排に問題があるなどの

点が指摘された。

ニッテイにおいては、全
体として良好であった。た
だ、鉄製コンテナが構内に
四段積みになっていて危険
である、やや照明が暗い場
所がある、などの点が指摘
された。また、最近、成人
病で休業する労働者がでて
いることから、一般健診に
とどまらず、成人病健診を
含め、信頼しうる医療機関
において実施していくこと
を考える必要もあるだろう。

東大阪

ストレッチ体操教室が終了
各職場で安全衛生活動の
武器に
東大阪市労組

東大阪市労組のストレッチ

体操教室が、この十月九
日に全六週の課程を終了し
た。この取り組みは、同労
組の安全衛生推進委員会活
動の一環として行われたも
ので、推進委員及び同労組
の中心的な職場である中部
環境事業所の職場委員の計
四〇名の参加が得られた。

ストレッチ体操は、だれ
もが簡単に行える職業病予
防対策のひとつであり、こ
れを職場ごとの組合活動家
がおぼえることによって、
安全衛生活動の取りくみを
進めていく武器とすること

ができる。同労組では計六

時間をついやして身につけ
た体操を職場に広めようと
さっそく中部環境事業所の
全員への指導を行なった。
今後は、こうした予防対
策を進めると同時に、現業
職場での特殊健診の実施な
どの運動を推進していく予
定となっている。



大阪

地域ぐるみの労組斗争 強化など活発な討議

10/12-13 安全センター役員合宿

十月十二、十三日、安全センター第二回運営協議会が、芦屋の生コン技研センターで開催され、山本敬一議長他役員三十名が参加した。

討議された事項は、①本年中に提訴予定の針きゅう訴訟(原告鈴木貞親子氏)について、②出稼労働者の健康問題について、③各地域での取り組みについて、④公務災害問題研究会の今後の取り組みについて、⑤機関誌拡大について。

また、紀和病院の現状、

労災保険法改悪反対に向けての動き、労災職業病闘争講座、各労災訴訟の現状、南大阪での労災実務講座への講師派遣、八五フィード合宿、十一期針きゅう学習会、この間の個別労災認定等の取り組みについて、などについて報告され、それぞれ質疑がおこなわれた。最後に、夏期カンパの目標が達成されたことを含め財政状況が報告された。

パンフレット

誰もが働き続けられる 職場をめざして

保育労働者の労災申請から完全復帰まで

発 総評大阪地域合同労組キンダーハイム分会
行 関西労働者安全センター

一民間保育労働者がいかにして職業病と闘い、職場完全復帰をはたしたか。

B5版 32頁 300円

主催：自治労北摂ブロック・関西労働者安全センター

公務員の安全衛生学習会

第一回 公務員の安全衛生―現状と課題

講師：中桐伸五氏（自治労顧問医）

11月13日（水） 午後2時～ 於：高槻市職員厚生会館 3F

安全センターでは、去年末より公務災害問題研究会の活動を開始し、認定問題を中心にこれまで七回の例会で経験交流を重ねてきました。そこで、これまでの中間的まとめの企画として、安全衛生活動、健診問題、

認定問題の三つの課題について大学
習会を行なうことになりました。各
単組単産からの多数の参加を。

なお、この企画は自治労北摂ブ
ックとの共催で開催されるものです。

※二回（十二月）

「官公労働者の職場健診と

その問題点」

※三回（二月）

「復讐公災認定牧野訴訟

―公災認定の問題点―

九月の新聞記事から

九・六

日本産業衛生学会の「VDT作業に関する労働組合などもVDT労働のガイドラインを示しているが、医師の立場からは初めて。

九・一五

国鉄関西線の踏切に乗用車が突っこみ、普通電車の衝突、約百五十メートル引きずられて大破。主婦三人が即死。バイクも一台巻きぞえにあい短大生が死亡（奈良）

九・九

京福電鉄嵐山線で、京福電車とタクシーが衝突。タクシーの客が左腕切断などで重体。運転手が軽傷（京都）

九・一七

国道五四号の交差点で、信号無視の車を追跡中のパトカーが赤信号に進入、乗用車と衝突。車の会社員は即死、四人が軽傷（広島）

九・一〇

中国・渤海湾の石油掘削ヤグラで大型ヘリコプターが着陸に失敗、大破。日本人二人が死亡、二人が負傷（中国）

九・一八

労災保険が有会社社の取締役にも適用できるかどうかが争われていた問題で、労働保険審査会は「取締役でも実質的に労働者と認められれば、労災保険を給付できる」とする初の裁決を下した（埼玉）

九・一二

東北新幹線花巻―盛岡間で、レール保守作業中の国鉄下請け会社の作業員が「やまびこ七九号」にはねられ二人死亡、二人重体。二人が重軽傷（岩手）

九・二〇

メキシコで大地震が発生、死者・不明者は二万人に達するもよう

九・一四

地下鉄天王寺駅で、落とした乗車券を拾おうとした市職員が電車にはねられ、頭がい骨折で意識不明の重体に（大阪）

九・二二

浪速区のマンションで、単身赴任の部長が販売業績の不振を苦に飛びおり自殺（大阪）

滋賀県教委が、同県内の養護学校教職員を対象に実施した調査で三人一人が腰痛に悩んでいることがわかった。六年前の養護学校義務教育化がスタートした直後の全国調査に比べて、八倍近い急増ぶり。

九・二七

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」に反対している福井県敦賀市の住民らが、国を相手取り原子炉設置許可の無効確認を求めると、訴訟を求め民事訴訟を福井地裁に提起し止めを求め民事訴訟を福井地裁に提起

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号(通巻第137号) 昭和60年10月10日発行

(毎月一回10日発行)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28